

## 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格・調査基準価格・失格判断基準の算定式

## 最低制限価格制度（予定価格1千5百万円未満）

## ●算定式

業務ごとに下表の①から④までの合計額<sub>※1</sub>に100分の110を乗じて得た額

複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和<sub>※1</sub>に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とします。

【最低制限価格（調査基準価格）＝（①＋②＋③＋④）×1.10】

ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また、7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額<sub>※2</sub>

業種区分	最低制限価格（予定価格1.5千万円未満）・調査基準価格（予定価格1.5千万円以上）			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	諸経費×5.8/10		
建築関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×9/10	諸経費×6/10
土木関係の 建設コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×6.8/10	
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費（解析） ×8/10	諸経費（一般） ×4.8/10
補償関係 コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×6.5/10	

★ 税入の入札金額が最低制限価格未満であった場合は失格となります。

※1 最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。調査基準価格及び失格判断基準も同様です。

※2 9.2/10に相当する額は予定価格（税抜き）に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。

7.5/10に相当する額は予定価格（税抜き）に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。

低入札価格調査制度（予定価格1千5百万円以上）

調査基準価格

●算定式

最低制限価格と同じ

●調査基準価格未済・失格判断基準以上で入札した場合

配置予定の管理技術者等※<sub>3</sub>とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の配置が可能か否かについて調査を行います。

(1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者

(2) 愛知県道路公社又は愛知県建設局・都市整備局・建築局が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種※<sub>4</sub>で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者

なお、全ての条件を満たす技術者を増員できない場合は失格となります。

また、増員された技術者は、当該業務実施上必要となる公社との打合せ全てに出席する必要があります。

失格判断基準

●算定式

業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額

複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和に100分の110を乗じて得た額を失格判断基準とします。

【失格判断基準 = (①+②+③+④) × 1.10】

ただし、「政府調達協定適用業務」は試行対象から除きます。

業種区分	失格判断基準（予定価格1.5千万円以上）			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	諸経費×4.8/10		
建築関係の建設工場の外業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×6/10	諸経費×6/10
土木関係の建設工場の外業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×4.8/10	
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費（解析）×8/10	諸経費（一般）×4.8/10
補償関係工場の外業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×4.5/10	

★ 税入の入札金額が失格判断基準未済であった場合は失格となります。

※3 管理技術者等…管理技術者、主任担当者、主任技術者、工事監理者

※4 業種…愛知県入札参加資格申請による登録業種と同じ。

業種の内「河川・砂防及び海岸」は「河川、砂防及び海岸・海洋」と同一とみなす。